**北海道肥料コスト低減体系緊急転換事業推進協議会事務委託事業実施要領**

制定　令和５年６月19日

第１．趣　旨

北海道肥料コスト低減体系緊急転換事業推進協議会(以下「協議会」という。)は、肥料価格高騰対策事業実施要領(令和３年12月20日付け３農産第2156号農林水産省農産局長通知）に定める事業を実施するにあたり、事務の効率的な推進を図るため、その一部を委託する場合には、この要領に定めるところによる。

第２．事業の実施

１．事業の実施方針

北海道肥料コスト低減体系緊急転換事業推進協議会事務委託事業は、協議会と受託者が連携し、肥料価格高騰による影響を緩和するとともに化学肥料の使用量の低減を推進するため実施するものとする。

２．事業の内容

協議会が委託する業務の内容は、次に掲げるものとする。

(1)　 肥料価格高騰対策事業実

①　事業の円滑な実施に向けた普及啓蒙活動

②　申請書類(取組計画承認申請書・実績報告書・実施状況報告書)等の内容審査

③　取組実施状況報告の現地確認

第３．委託契約の締結

協議会は、事務を委託する場合には、事務実施能力を有する者に委託契約を誘引し、委託契約の締結を行うものとする。

第４．委託事業の実施

受託者は、第３の委託契約書に従って委託事務を実施するものとする。

第５．その他

北海道肥料コスト低減体系緊急転換事業推進協議会事務委託事業実施要領に定めのない事項については、協議会は必要に応じ、受託者と協議して定めるものとする。

附　則

この要領は、令和５年６月19日から施行する。

委　託　契　約　書

北海道肥料コスト低減体系緊急転換事業推進協議会（以下「甲」という。）と

（以下「乙」という。）は、

北海道肥料コスト低減体系緊急転換事業推進協議会業務委託実施要領に基づく事務委託（以下「事務委託」という。）を実施するにあたり、次のとおり委託契約を締結する。

（事務委託事業）

第１条　甲は、次の事業の実施を乙に委託し、乙はその成果を甲に報告するものとする。

（１）委託業務名　　北海道肥料コスト低減体系緊急転換事業推進協議会事務委託事業

（２）委託業務の内容及び経費　　別紙事務委託計画書のとおり

（３）履行期限　　令和６年２月１３日まで

（事務委託の遂行）

第２条　乙は、事務委託計画書に記載された計画に従って実施しなければならない。当該計画が変更されたときも同様とする。

（事務委託の責務）

第３条　甲は、乙が実施する事務についての最終的な責務を負うものとする。

（委託費）

第４条　甲は、事務委託に要する費用（以下「委託費」という。）として、別に定める委託費の額を乙に支払うものとする。ただし、乙の実支出額が委託料の額に満たないときは、当該実支出額をもって委託料の額とする。

（再委託の制限）

第５条　乙は、この事務委託達成のため、事務委託の一部を第三者に委任し、又は請け負わせることが出来ない。

（実績報告）

第６条　乙は、事務委託が終了したとき（事務委託を中止し、又は廃止したときを含む。）は、事務委託の成果を記載した事務委託実績報告（様式第１号）を甲に提出するものとする。

（審査）

第７条　甲は、前条に規定する実績報告書の提出を受けたときは、遅滞なく当該事務委託が契約の内容に適合するものであるかどうか審査を行うものとする。

（委託費の額の確定）

第８条　甲は、前条に規定する審査の結果、当該事務委託が契約の内容に適合すると認めたときは、委託費の額を確定し、乙に対して通知するものとする。

（委託費の支払）

第９条　甲は、前条の規定により委託費の額が確定した後、乙から適法な請求書（様式第１号）を受理した日から起算して30日以内に委託料を支払うものとする。

（事務委託の中止等）

第10条　乙は、天災地変その他やむを得ない事由により、事務委託の遂行が困難となったときは、事務委託中止（廃止）申請書（様式第２号）を甲に提出し、甲乙協議の上、契約を解除し、又は契約の一部変更を行うものとする。

（計画変更の承認）

第11条　乙は、前条に規定する場合を除き、別添の事務委託計画書に記載された事務委託の内容を変更しようとするときは、事務委託計画変更承認申請書（様式第３号）を甲に提出し、その承認を受けなければならない。

（契約の解除等）

第12条　甲は、乙がこの契約に違反した場合は、契約を解除し、又は変更を乙に請求することができる。

（委託業務の調査）

第13条　甲は、必要があると認めたときは、委託業務の実施状況、その他必要な事項について報告を求め、又は実地に調査できるものとする。

（帳簿等）

第14条　乙は、事務委託に係る経費について、帳簿を備え、収入支出の額を記載し、又は記録し、その出納を明らかにしておかなければならない。

２　乙は、前項の帳簿及びその支出内容を証する証拠書類又は証拠物を、事業終了の年度の翌年度から５年間保存しなければならない。

（秘密の保持）

第15条　受託者は、この契約により知りえた秘密を外部に漏らし、又はその他の目的に利用してはならない。

２　前項の規定は、この契約が終了した後においても適用があるものとする。

（個人情報の保護）

第16条　受託者は、この契約による業務を処理するため個人情報の取り扱いについては、別記「個人情報取扱特記事項」を遵守しなければならない。

（疑義の解決）

第17条　前各条のほか、この契約に関して疑義を生じた場合には、甲乙協議の上、解決するものとする。

上記契約の証として、本契約書２通を作成し、双方記名押印の上、各一通を保有するものとする。

令和　　年　　月　　日

委託者　　　札幌市中央区北３条西６丁目

（甲）　北海道肥料コスト低減体系緊急転換事業推進協議会

会　長　　　野　口　　正　浩

受託者　　　住　所

（乙）　組織名

代表者

(別　紙)

北海道肥料コスト低減体系緊急転換事業推進協議会事務委託計画書

１　事業内容

(1)　 北海道肥料コスト低減体系緊急転換事業推進協議会事務委託事業

①　事業の円滑な実施に向けた普及啓蒙活動

②　申請書類(取組計画承認申請書・実績報告書・実施状況報告書)等の書類審査

③　取組実施状況報告の現地確認

２　経費

　第４条に規定する「別に定める委託費の額」は次のとおりとする。

* 有償

参加農業者の取りまとめ件数に応じて3,000円／件

　　北海道肥料コスト低減体系緊急転換事業推進協議会肥料価格高騰対策事業業務方法書第８条第２項に基づく現地確認の受託件数に応じて5,000円／件

ただし、第８条の規定による精算の結果、受託者の実支出額が業務委託料の額に満た

ないときは、当該実支出額

* 無償

３　事業実施方針

　肥料価格高騰対策事業費補助金交付等要綱(令和３年12月20日付け３農産第2155号農林水産事務次官依命通知）、肥料価格高騰対策事業実施要領(令和３年12月20日付け３農産第2156号農林水産省農産局長通知）及び北海道肥料コスト低減体系緊急転換事業推進協議会事務委託事業実施要領に基づいて実施する。

（様式第１号）

北海道肥料コスト低減体系緊急転換事業推進協議会事務委託事業実績報告書

番　　　号

年　月　日

北海道肥料コスト低減体系緊急転換事業推進協議会

会　長　　野口　正浩　　様

（受託者）

住所

氏名　　　　　　　　　　　　印

令和　　年　　月　　日付け契約のこのことについて、下記のとおり、事業を実施したので、委託契約書第６条の規定により、その実績を報告します。

記

１　事業の実施状況

ア　事業の内容

①　事業の円滑な実施に向けた普及啓蒙活動

②　申請書類等の書類審査

③　取組実施状況報告の現地確認

イ　事業実施期間

令和　　年　　月　　日～令和　　年　　月　　日

ウ　事業の実績

収入の部

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 区　　分 | 金　　額 | 備　　　考 |
| 委　託　費 | 円 |  |
| そ　の　他 | 円 |  |
| 合　　計 | 円 |  |

支出の部

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 区　　分 | 金　　額 | 備　　　考 |
| 普及啓蒙活動 | 円 |  |
| 申請書類等の取りまとめ・書類確認 | 円 |  |
| 事業実績報告の現地確認 | 円 |  |
| 合　　計 | 円 |  |

※委託費がない場合、ウの収支報告は不要

（様式第２号）

北海道肥料コスト低減体系緊急転換事業推進協議会事務委託事業中止（廃止）申請書

番　　　号

年　月　日

北海道肥料コスト低減体系緊急転換事業推進協議会

会　長　　野口　正浩　　様

（受託者）

住所

氏名　　　　　　　　　　　　印

令和　　年　　月　　日付け契約の北海道肥料コスト低減体系緊急転換事業推進協議会事務委託事業について、下記により中止（廃止）したいので、委託契約書第10条の規定により申請します。

記

１　委託事業の中止（廃止）の理由

２　中止（廃止）しようとする事業実施状況

（様式第３号）

北海道肥料コスト低減体系緊急転換事業推進協議会事務委託事業計画変更承認申請書

番　　　号

年　月　日

北海道肥料コスト低減体系緊急転換事業推進協議会

会　長　　野口　正浩　　様

（受託者）

住所

氏名　　　　　　　　　　　　印

令和　　年　　月　　日付け契約の北海道肥料コスト低減体系緊急転換事業推進協議会事務委託事業について、下記のとおり変更したいので、委託契約書第11条の規定により承認されたく申請します。

記

１　変更の理由

２　変更する事業計画又は事業内容

（注）事務委託計画書の様式を準用し、当初計画と変更計画を明確に区分して記載のこと。

【別記】

個人情報取扱特記事項

（基本的事項）

第１　受託者は、この契約による業務を処理するための個人情報の取扱いに当たっては、個人の権利利益を侵害することのないように努めなければならない。

（秘密の保持）

第２　受託者は、この契約による業務を処理するために知り得た個人情報の内容を他に漏らしてはならない。

２　受託者は、その使用する者が、この契約による業務を処理するために知り得た個人情報の内容を他に漏らさないようにしなければならない。

３　前２項の規定は、この契約が終了し、又は解除された後においても、また同様とする。

（目的外収集・利用の禁止）

第３　受託者は、この契約による業務を処理するために、個人情報を収集し、又は利用するときは、受託事務の目的の範囲内で行うものとする。

（第三者への提供制限）

第４　受託者は、この契約による業務を処理するため委託者から提供された個人情報が記録された資料等を、委託者の承諾なしに第三者に提供してはならない。

（複写・複製の禁止）

第５　受託者は、この契約による業務を処理するため委託者から提供された個人情報が記録された資料等を、委託者の承諾なしに複写し、又は複製してはならない。

（提供資料等の返還等）

第６　受託者は、この契約による業務を処理するため委託者から提供された個人情報が記録された資料等を、業務完了後、速やかに委託者に返還するものとする。ただし、委託者が別に指示したときは、当該方法によるものとする。

（事故の場合の措置）

第７　受託者は個人情報取扱特記事項に違反する事態が生じ、又は生ずる恐れのあることを知ったときは、速やかに委託者に報告し、委託者の指示に従うものとする。

（契約の解除及び損害賠償）

第８　委託者は、受託者が個人情報取扱特記事項の内容に反していると認めたときは、契約の解除又は損害賠償の請求をすることができるものとする。

（従事者への周知）

第９　受託者は、この特記事項の内容を受託者の従業員に周知徹底するものとする。